

令和8年度 東松島市園芸用機械等導入支援事業補助金

販売を目的とした露地又は施設園芸農家を対象に、園芸農業に使用する機械、施設及び設備の導入等に係る経費の一部を支援します。

【補助率、補助上限額】

- 補助率 事業費（消費税等除く）の 1/3以内 **※予算の範囲内**
※1,000円未満端数切捨て
- 補助上限額 300千円

【対象者】

販売を目的として
露地又は施設園芸を営む農業者

- ※市内に住所又は事業所を有している者
- ※市税等の滞納がない
- ※その他

【対象となる経費】

- 販売を目的として農業生産に供する
- 農業用機械・施設・設備等の導入
 - 園芸用ハウスの張替え
 - その他

※対象外

- 点検や部品等の交換など修繕の類
- 汎用性が高いもの
- 既に発注済みのもの など

【募集期間】

令和8年7月1日（水）～31日（金）

【申請方法】

申請書類及び関係書類を市役所農林水産課へ提出

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②収支予算書（様式第2号）
- ③暴力団等に関する宣誓及び調査同意書（様式第3号）
- ④見積書（2者以上）、カタログ等の写し
- ⑤園芸農業による売上確認書類の写し（決算書、申告書等）
- ⑥身分証明書（免許証 又は マイナンバーカード）の写し

【事業完了期間】

令和9年2月26日まで
事業完了*が必要です

*機械の納品

施設の改修、整備等の完了
代金支払いの完了

補助金を活用して導入した機械・設備等については、法令で定める耐用年数を超えず、譲渡や廃棄など処分することはできません。

担当：〒981-0303 東松島市小野字新宮前5

東松島市農林水産課農業政策係 TEL：82-1111 内線2144

令和8年度 東松島市園芸用機械等導入支援事業補助金

申請手続きフロー

申請期間：令和8年7月1日～7月31日

販売を目的とした露地又は施設園芸農家を対象に、園芸農業に使用する機械、施設及び設備の導入等に係る経費の一部を支援します。

例) 農業用機械等の導入、ハウスのビニール張替えなど

